

旭川商店街サポートセンター助成金交付要領

(目的)

第1条 この交付要領は、旭川商店街サポートセンター（以下「センター」という。）が、センター規約第4条第2号に定める助成事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 センターは、商店街の活性化に寄与する別表に掲げる事業に必要な経費であって、別表に定める助成対象経費に掲げるもののうち必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内で交付する。ただし、飲食費及び景品代(※)は助成対象経費から除くものとする。

(助成事業の採択基準)

第3条 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから採択するものとする。

- (1)事業の実施により目指すべき目標が具体的に設定され、継続的な取組みが見込まれていること。
- (2)中小商業をめぐる環境変化により、新たな対応を迫られている等事業実施の緊急性が高いこと。
- (3)事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (4)事業実施により集客力の増加が見込まれる等中小商業活性化の効果が高いこと。
- (5)顧客交流事業については、事業内容に新規性があること。
- (6)同一団体から複数事業の申請があった場合、1事業以外は後順位とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、助成申請書（様式1-1）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までにセンターに提出するものとする。

- (1)事業計画書（様式1-2）
- (2)収支予算書（様式1-3）
- (3)その他センターが必要と認める書類

(交付決定)

第5条 センターは、前条の規定により助成申請書の提出があったときは、当該申請書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、決定通知書（様式2）により助成商店街に通知するものとする。

2 センターは、前項の場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該事業に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第6条 助成商店街は、前条の規定による通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、決定通知書を受領してから10日以内に、交付申請取下書(様式3)を提出しなければならない。

(助成事業の遂行)

第7条 助成商店街は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(変更の承認)

第8条 助成対象経費の額又は助成事業の内容を変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式4-1）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(中止又は廃止の承認)

第9条 助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式5）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第10条 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに遅延（不能）報告書（様式6）をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成商店街は、事業が完了したときは、実績報告書（様式7-1）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日までのうち、いずれか早い日までにセンターに提出しなければならない。

- (1)事業報告書（様式7-2）
- (2)収支決算書（様式7-3）
- (3)その他センターが必要と認める書類

(立入検査等)

第12条 センターは、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成商店街に対し報告を求め、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(助成金の額の確定)

第13条 センターは、第11条の実績報告書の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか等を調査し、適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、これを助成商店街に通知するものとする。

(助成金の支払)

- 第14条 助成金は、前条の規定による助成金の額の確定後において支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いすることができる。
- 2 助成商店街は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金精算(概算)払請求書(様式9-1)をセンターに提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により、概算払いを受けようとするときは、第2項による請求書のほか、概算払申請書(様式9-2)に必要書類を添えてセンターに提出しなければならない。

(助成決定の取消し)

- 第15条 センターは、第9条の規定による助成活動の中止又は廃止の申請があった場合、及び助成商店街が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要領に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

- 第16条 センターは、前条の規定による補助決定の取り消しを行った場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

- 第17条 助成商店街は、センターに提出した関係書類の副本及び支出内容を証する領収書等を助成事業の完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則

- この要領は、平成13年6月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月25日から施行する。
- この要領は、平成16年5月28日から施行する。
- この要領は、平成27年5月21日から施行する。
- この要領は、平成28年4月27日から施行する。
- この要領は、平成29年4月26日から施行する。